

日 野 市
新型コロナウイルスワクチン接種実施計画
(第 8 版)

令和 4 年 5 月 25 日
日野市健康福祉部健康課

本実施計画は国からの新たな情報等にもとづき、適宜更新してまいります

改版履歴	発出日	改訂内容
初版	令和3年4月12日	・初版
第2版	令和3年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・改版履歴を追加 ・3表及び注釈を変更・追記 ・4(1)を変更 ・4(2)を追記 ・4(4)を一部削除 ・5表を変更・追記 ・6(1)を変更・追記 ・6(2)を追記
第3版	令和3年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・3表の注釈3を削除 ・3の1を追加 ・3の2を追加 ・5表を変更 ・別紙1を追加 ・別紙2を追加
第4版	令和3年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・章立てに変更、項番を順次繰上げ ・2章1を変更 ・2章2を変更 ・2章3(2)を変更 ・2章3(6)を追加 ・2章4を変更 ・3章を追加 ・4章1を変更 ・別紙3を追加
第5版	令和3年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・2章2の2を変更 ・2章2の3を変更 ・3章3(2)を変更 ・3章4を変更 ・別紙1を変更 ・別紙2を変更 ・別紙4を追加 ・別紙5を追加
第6版	令和4年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・2章5を追加 ・3章2を変更 ・3章3(1)を変更 ・3章3(2)を変更 ・3章4を変更 ・4章1を変更 ・4章3(1)を変更
第7版	令和4年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・2章2を変更 ・2章4を変更 ・3章2を変更 ・3章3(2)を変更 ・3章4(3)を変更

改版履歴	発出日	改訂内容
第8版	令和4年5月25日	<ul style="list-style-type: none">・ 2章4を変更・ 3章2を変更・ 3章2の2を追加・ 3章3を変更・ 3章4を変更・ 4章を5章に繰り下げ、4章を追加・ 5章1を変更

第1章 計画の概要

本実施計画は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、市民の生命と健康を守り、併せて社会経済活動との両立を図るために、予防接種法附則第7条の特例規定にもとづき実施する新型コロナウイルスワクチン接種（以下、「ワクチン接種」という。）に係る実施体制等について示すものである。

なお、本実施計画については、今後、国から示されるワクチン供給量などの情報にもとづき、適宜更新するものとする。

第2章 初回接種（1・2回目接種）

- 1 実施期間 令和3年2月17日から令和4年9月30日まで
ただし、実際のワクチン接種開始及び終了の時期については、国からのワクチン供給量にもとづき決定する。

2 接種対象者

区 分	人数（令和3年 1月1日時点）	人数（令和3年 12月1日時点）	備 考
総人口	187,027人	187,307人	
医療従事者	5,610人	5,619人	総人口の3%（※1）
高齢者（65歳以上）	46,496人	46,496人	（※2）
基礎疾患を有する方	15,336人	15,359人	総人口の8.2% （20～64歳）（※1）
高齢者施設の従事者など	2,992人	2,996人	総人口の1.6%（※1）
60歳から64歳の方	9,026人	9,303人	
16歳から59歳の方	106,570人	106,579人	
12歳から15歳の方	6,358人	6,486人	
5歳から11歳の方	11,302人	11,270人	

※1 国の試算に基づく

※2 接種順位第2位となる高齢者（令和3年度中に65歳になる方）の実対象者数は約48,000人

2の2 初回接種における「基礎疾患を有する方」について

初回接種の接種対象者の区分における「基礎疾患を有する方」は、別紙1のとおりとする。

2の3 初回接種における「高齢者施設の従事者など」について

初回接種の接種対象者の区分における「高齢者施設の従事者など」は、別紙2のとおりとする。

3 実施体制

ワクチン接種については下記の体制により実施する。なお、ワクチン接種の実施にあたり、あらかじめ予防接種を行う医師に対して、本実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者等について十分な説明を行うものとする。

(1) 個別接種

日野市医師会等の協力により、約70か所の医療機関において実施する。なお、接種実施日及び時間については各医療機関により設定する。また、ファイザー社製ワクチンについては生活・保健センター（基本型接種施設）から個別接種を実施する医療機関（サテライト型接種施設）に委託業者を用いて配送する。

(2) 集団接種

① 令和3年9月までの集団接種

下記3会場において、委託により接種体制を構築し、実施する。

会場名	開設日	開設時間	備考
生活・保健センター	月～土曜日（祝日を除く）	9～18時	一部期間において日曜・祝日に開設する場合あり
七生福祉センター	毎日	9～18時	
イオンモール多摩平の森 イオンホール	月～土曜日（祝日を除く）	10～19時	一部期間において日曜・祝日に開設する場合あり

② 令和3年10月・11月の集団接種

下記1会場において、委託により接種体制を構築し、実施する。

会場名	開設日	開設時間	備考
生活・保健センター	毎日	9～18時	金曜日は開設時間を10～19時とする

③ 令和3年12月以降の集団接種

追加接種（第3章3（2））と併せて実施する。

(3) 高齢者施設等に入所する方への接種

当初のワクチン供給量が極めて少ないことから、個別接種及び集団接種に先行して、高齢者施設等に入所する方への接種を実施する。なお、対象施設については、関係機関等と協議のうえ決定する。

(4) 在宅療養中の方への接種

日野市医師会と連携し、医師が巡回して接種を実施する。

(5) 各接種会場における感染対策について

各接種会場においては、入口にアルコール消毒液を設置する等の感染対策を講じるとともに、予約枠の設定、来場者の動線への配慮、定期的な換気等により3密（密集・密接・密室）を回避するための措置を講じる。

(6) 災害発生時の対応について

風水害又は地震が発生した場合又はそのおそれのある時は、市民及び新型コロナワクチン集団接種に関係する者の安全等を確保するため、別紙3の対応方針に沿って対応する。

(7) 接種ワクチンについて

「ファイザー社製ワクチン」（令和3年2月14日に薬事承認）を個別接種会場及び集団接種会場で使用する。これに加えて、令和3年10月2日より集団接種会場の一部で「モデルナ社製ワクチン」（令和3年5月21日薬事承認）を使用する。

4 接種スケジュール

国から示された接種順位及びワクチン供給量等にもとづき、下記のとおり接種スケジュールを定める。ただし、今後のワクチン供給量等により変更する場合がある。

（令和3年度）

区分	接種券（クーポン券） 発送開始日	予約開始日	接種開始日
高齢者施設入所者等	なし	なし	令和3年4月中
高齢者(65歳以上)	令和3年4月23日	令和3年5月6日	令和3年5月12日
60歳以上64歳以下の方	令和3年6月21日	令和3年7月1日	令和3年7月2日
基礎疾患を有するもの、 高齢者施設の従事者など	令和3年6月21日	令和3年7月19日	令和3年7月20日
16歳以上59歳以下の方	令和3年6月21日	令和3年8月2日	令和3年8月3日
12歳以上15歳以下の方	令和3年8月10日	令和3年8月16日	令和3年8月17日
5歳以上11歳以下の方	令和4年2月25日	接種券が届き次第	令和4年3月11日

※5歳以上11歳以下の方のうち、基礎疾患のある方から優先的に接種を開始し、それ以外の方はワクチンの供給量に応じて3月下旬から段階的に接種を実施する。

第3章 追加接種（3回目接種）

- 1 実施期間 令和3年12月1日から令和4年9月30日まで
ただし、実際のワクチン接種開始及び終了の時期については、
国からのワクチン供給量にもとづき決定する。

2 接種対象者（令和4年2月1日時点） <18歳以上>

追加接種月	合計	うち、18歳以上 64歳以下の者	うち、65歳以上 の高齢者
令和3年12月	930人	870人	60人
令和4年1月	3,353人	2,774人	579人
令和4年2月	41,490人	1,406人	40,084人
令和4年3月	64,644人	62,894人	1,750人
令和4年4月	16,445人	16,111人	334人
令和4年5月	6,674人	6,428人	246人
令和4年6月	1,135人	1,056人	79人
令和4年7月	187人	176人	11人
令和4年8月	未確定	未確定	未確定
令和4年9月	未確定	未確定	未確定

注1）高齢者（65歳以上）は、2月1日から7ヵ月（1ヵ月前倒し）、3月1日
から6ヵ月（2ヵ月前倒し）で算出

注2）高齢者以外（18歳以上64歳以下）は、3月1日から6ヵ月（2ヵ月前倒
し）で算出

2の2 接種対象者（令和4年4月25日に開始） <12歳以上17歳以下>

2回目接種完了日から6ヵ月以上（5月25以降は5ヵ月以上）経過した方のうち、
3回目接種時点において12歳以上17歳以下の方に対して、4月25日から3回目接種
を開始。

- ・接種券の発送は、令和4年4月15日
- ・使用するワクチンは、ファイザー社製ワクチンのみ。
- ・接種会場は、個別接種会場（市内医療機関）と集団接種会場（原則、生活・保健セ
ンター）で実施

3 実施体制

ワクチン接種については下記の体制により実施する。なお、ワクチン接種の実施にあたり、あらかじめ予防接種を行う医師に対して、本実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者等について十分な説明を行うものとする。

(1) 個別接種

日野市医師会等の協力により、約 70 か所の医療機関において実施する。なお、接種実施日及び時間については各医療機関により設定する。また、ワクチンについては生活・保健センター（基本型接種施設）から個別接種を実施する医療機関（サテライト型接種施設）に委託業者を用いて配送する。

※使用するワクチンは原則ファイザー社製とするが、供給状況により変更する場合がある。

(2) 集団接種

① 令和3年12月1日～令和4年1月23日の集団接種

会場名	開設日	開設時間	備考
生活・保健センター	日曜日 (年末年始を除く)	9～18時	ファイザー社製ワクチン
	令和3年12月18日 令和4年1月15日	9～18時	モデルナ社製ワクチン

※開設日・開設時間は、予約状況により随時調整する

② 令和4年1月24日～2月28日、令和4年6月1日～7月10日、 令和4年9月1日～9月30日の集団接種

会場名	開設日	開設時間	備考
生活・保健センター	毎日	9～18時	原則モデルナ社製ワクチン ※日曜日はファイザー社製ワクチン ※金曜日は小児用ファイザー社製ワクチン（初回）

※開設日・開設時間は、予約状況により随時調整する

※使用するワクチンは供給状況により変更する場合がある

③ 令和4年3月～5月31日、令和4年7月11日～8月31日の集団接種

会場名	開設日	開設時間	備考
生活・保健センター	毎日	9～18時	原則モデルナ社製ワクチン ※日曜日はファイザー社製ワクチン ※金曜日は小児用ファイザー社製ワクチン（初回）
七生福祉センター	毎日	9時30分～18時	原則モデルナ社製ワクチン ※土曜日は小児用ファイザー社製ワクチン（初回）

- ※開設日・開設時間は、予約状況により随時調整する
- ※使用するワクチンは供給状況により変更する場合がある

(3) 在宅療養中の方への接種

日野市医師会と連携し、医師が巡回して接種を実施する。

(4) 各接種会場における感染対策について

各接種会場においては、入口にアルコール消毒液を設置する等の感染対策を講じるとともに、予約枠の設定、来場者の動線への配慮、定期的な換気等により3密（密集・密接・密室）を回避するための措置を講じる。

(5) 災害発生時の対応について

風水害又は地震が発生した場合又はそのおそれのある時は、市民及び新型コロナワクチン集団接種に関係する者の安全等を確保するため、別紙3の対応方針に沿って対応する。

4 接種スケジュール

対象者に対し、初回接種の完了から、原則8か月が経過する日の属する月の前月末までに接種券を発送し、予約受付の上、接種を実施する。

ただし、令和3年12月17日付け事務連絡「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」及び令和4年1月13日付け事務連絡「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」「追加接種の速やかな実施について」（いずれも厚生労働省健康局健康課予防接種室）に基づき、以下に掲げる者については、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たず、準備の整った順に接種券の発送・予約受付・追加接種を実施することとし、その際の接種間隔は以下のとおりとする。

(1) 医療従事者等（別紙4）及び高齢者施設等の入所者等（別紙5）

- ・初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて接種

(2) その他の高齢者（接種日時点で65歳以上の方）

- ・令和4年2月以降、初回接種の完了から7か月以上の間隔をおいて接種
- ・令和4年3月以降、初回接種の完了から6か月経過した後に接種ができるように努める。

(3) その他の一般の者（接種日時点で18歳以上64歳以下の方）

- ・令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月経過した後に接種ができるように努める。
- ・ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合は、初回接種の完了から6か月以上経過した者にできるだけ多く接種を進める。

また、令和4年5月25日施行の予防接種実施規則の一部改正により、追加接種（3回目接種）の実施方法について、初回接種の終了後からの接種間隔を6か月から5か月に変更した。

<接種券発送スケジュール> (令和4年2月1日時点)

接種券発送日	2回目接種日	概算件数
令和3年11月19日	令和3年3月8日～5月2日	930人
令和3年12月22日	令和3年5月3日～5月31日	3,353人
令和4年1月19日	令和3年6月1日～6月20日	9,636人
令和4年1月24日	令和3年6月21日～6月30日	9,640人
令和4年1月27日	令和3年7月1日～7月8日	8,312人
令和4年2月2日	令和3年7月9日～7月15日	7,782人
令和4年2月9日	令和3年7月16日～7月25日	8,095人
令和4年2月16日	令和3年7月26日～7月31日	7,204人
令和4年2月18日	令和3年8月1日～8月18日	17,620人
令和4年2月21日	令和3年8月19日～8月31日	17,614人
令和4年2月24日	令和3年9月1日～9月30日	20,231人
令和4年3月15日	令和3年10月1日～10月31日	16,784人
令和4年4月15日	令和3年11月1日～11月30日	6,338人
令和4年5月16日	令和3年12月1日～12月31日	1,134人
令和4年6月15日	令和4年1月1日～1月31日	380人
令和4年7月15日	令和4年2月1日～2月28日	未確定
令和4年8月15日	令和4年3月1日～3月31日	未確定

第4章 4回目接種

- 1 実施期間 令和4年5月25日から令和4年9月30日まで
ただし、実際のワクチン接種開始及び終了の時期については、
国からのワクチン供給量にもとづき決定する。
- 2 接種対象者
3回目接種完了日から5ヵ月以上経過した
 - ① 60歳以上の方
 - ② 18歳以上59歳以下の方のうち、基礎疾患を有する方と新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方（以下「59歳以下の基礎疾患を有する方等」）
- 3 実施体制
追加接種（3回目）（第3章3）と併せて実施する。
- 4 接種スケジュール
 - (1) 予約開始日及び接種開始日
 - ① 予約開始日 令和4年5月31日
 - ② 接種開始日 令和4年6月2日（集団接種会場）
※個別接種会場は、7月上旬から実施予定
 - (2) 接種券発送日
 - ① 60歳以上の方（一括発送）
3回目の接種完了日に基づき、5月25日から順次発送

<接種券発送スケジュール>

（令和4年5月1日現在）

接種券発送日	3回目接種日	概算件数
令和4年5月25日	令和3年12月1日～12月31日	208人
令和4年6月6日	令和4年1月1日～1月31日	3,861人
令和4年6月20日	令和4年2月1日～2月8日	9,414人
令和4年6月27日	令和4年2月9日～2月17日	8,876人
令和4年7月4日	令和4年2月18日～2月28日	10,045人
令和4年7月19日	令和4年3月1日～3月10日	8,091人
令和4年8月1日	令和4年3月11日～3月31日	6,380人
令和4年8月22日	令和4年4月1日～4月30日	2,200人

- ② 59歳以下の基礎疾患を有する方等（申請に基づく発送）
接種希望者からの申請に基づいて発送

第5章 その他

1 相談体制

新型コロナウイルスワクチン接種に関する市民の不安や疑問等を解消するため、市では下記のとおりコールセンター及び相談窓口を開設する。また、内容に応じて国または東京都が開設するコールセンターを案内する。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

- ①開設日時 毎日（祝日を含む）9～18時
※令和4年1月19日～3月31日までは8～22時
※令和4年4月1日以降は9～20時
- ②電話番号 0120-950-391（予約専用）
0120-950-734（相談専用）
- ③FAX番号 042-583-0294（聴覚に障害のある方）
- ④多言語対応 英語、中国語など18か国

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口

- ① 開設期間 ・令和3年4月1日（木）～9月30日（木）
・令和4年1月11日（火）～5月31日（火）
- ② 開設場所 ・市役所本庁舎1階（全期間）
・七生支所（令和3年7月1日～9月30日、令和4年1月11日～2月28日、令和4年6月1日～9月30日）
・七生福祉センター（令和4年3月1日～5月31日）
- ③ 開設日 月～土曜日（日・祝日を除く）

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

- ① 開設日時 毎日（祝日を含む）9～21時
- ② 電話番号 0120-761-770

東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター

- ① 開設日時 毎日（祝日を含む）24時間体制
- ② 電話番号 03-6258-5802

2 健康被害救済制度

予防接種法第 15 条の規定にもとづき、新型コロナウイルスワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた場合、国の負担により救済給付を行う。

3 市民への周知方法等

(1) 接種方法等について

ワクチンNEWS、広報ひの（通常号及び特別号）、市ホームページ、公式ソーシャルメディア等を活用し、接種方法や接種スケジュール等について周知を行う。

(2) 非接種者への差別等の防止について

ワクチン接種は、本人の意思により行うものであり、ワクチン接種をしない方への差別や不利益が生じないように周知・啓発を行う。

(別紙1)

第2章2の2の「基礎疾患を有する方」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- 1 以下の病気や状態の方で、通院又は入院している方
 - ・慢性の呼吸器の病気
 - ・慢性の心臓病（高血圧を含む。）
 - ・慢性の腎臓病
 - ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 - ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
 - ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - ・染色体異常
 - ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - ・睡眠時無呼吸症候群
 - ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）の受給者に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

- 2 基準（BMI：30以上）を満たす肥満の方
※BMI=体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）

(別紙2)

第2章2の3の「高齢者施設の従事者など」とは、高齢者や障害者の入所系・通所系・訪問系の事業者などにおいて、利用者と直に接触する職員のほか、ごみ等収集作業員、教員、保育士など、以下に例示する事業等に従事するものをいう。

1 高齢者や障害者の入所系・通所系・訪問系の事業者など

(1) 高齢者関連

地域包括支援センター、訪問介護、訪問入浴介護（介護予防含む。）、訪問看護（介護予防含む。）、訪問リハビリテーション（介護予防含む。）、通所介護、通所リハビリテーション（介護予防含む。）、短期入所生活介護（介護予防含む。）、短期入所療養介護（介護予防含む。）、特定施設入居者生活介護（介護予防含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む。）、複合型サービス、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（介護予防含む。）、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護福祉施設、介護保健施設、介護療養型医療施設、介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援、介護予防支援、福祉用具貸与（介護予防含む。）、シルバーピア、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、社会福祉協議会、福祉事務所

(2) 障害者関連

- ・障害者総合支援法に基づく、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援、地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援、意思疎通支援、盲人ホーム、相談支援など）
- ・児童福祉法に基づく、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉事務所

2 ごみ等収集作業員など

ごみ等収集作業員、収集したごみ・資源物等を選別する作業員、検量・市内パトロール等のごみ等収集事業を実施するにあたり必要な作業員、前述の作業員と日常的に接触のある事業所職員（事務員等）

3 教員など

公立・私立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園等（※表1）の運営に従事するもの（職種の例）

教員、養護教諭、ICT支援員、栄養士、給食調理員、事務職員、スクールサポートスタッフ、副校長補佐、部活動指導員、部活動外部指導員、学校図書館司書、学校図書館協力員、外国人・児童生徒通訳講師、学力向上支援者、サポート教員、家庭と子供の支援員、学校支援コーディネーター、ALT（外国語指導助手）、リソースルームティーチャー、エール学校派遣心理士、学級支援員、介助員、事務補助員、用務

員、校舎管理員、幼稚園教諭、特別支援教育支援員、指導員、カウンセラー、登校支援員、理科観察実験アシスタント

表1：学校教育法における学校その他の教育施設の種類

学校	第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
	《例》幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校（いわゆる小中一貫校）、高等学校、中等教育学校（いわゆる中高一貫校）、特別支援学校、大学、高等専門学校
専修学校	第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。 (1) 修業年限が1年以上であること。 (2) 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 (3) 教育を受ける者が常時四十人以上であること。
	《例》※文部科学省 HP「専修学校・各種学校一覧」などをご参照ください。
各種学校	第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。
	《例》※文部科学省 HP「専修学校・各種学校一覧」などをご参照ください。
他の法律に特別の規定があるもの	第124条、第134条 《具体例》防衛大学校（防衛省設置法・自衛隊法）、自治大学校（総務省組織令）、少年院（少年院法）、児童自立支援施設（児童福祉法） など
我が国に居住する外国人を専ら対象とするもの	第124条 《例》在日韓国・朝鮮人学校、アメリカンスクール、日本に設置される外国の大学の分校 など

4 保育士など

子育て関連施設（※表2）の運営に従事するもの

（職種の例）

保育士、栄養士、調理員、事務員、用務員、保健師、助産師、看護師、学童クラブ支援員、学童クラブ補助支援員（介助員など）、児童館職員、ひのっちパートナー（放課後子供教室従事者）、子育てパートナー、妊産婦サポート事業支援員、母子保健事業協力員、言語聴覚士、作業療法士、心理士、バス運転士、スクールソーシャルワーカー

カー、子育て支援員、ファミリーサポートセンター協力員、育児家事訪問支援員、社会福祉士、社会福祉主事

表2：子育て関連施設および事業

<p>児童福祉法における児童福祉施設</p>	<p>第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。</p> <p>≪児童厚生施設≫児童遊園、児童館 ≪第10条の2に基づく子ども家庭総合支援拠点≫子ども家庭支援センター</p>
<p>児童福祉法における児童の福祉に関する事業</p>	<p>障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（児童養護施設、里親）、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</p> <p>≪例≫認可保育所（園）、認証保育所（園）、企業主導型保育事業・会社などの施設内にある保育施設、保育ママ、私立幼稚園（認定こども園含む）、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター など</p>
<p>母子保健法における施設</p>	<p>第22条第2項 母子健康包括支援センターは、第1号から第4号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第5号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。</p> <p>※「母子健康包括支援センター」は法律上の名称で、厚労省通知等では「子育て世代包括支援センター」としている。</p>
<p>母子保健法における事業</p>	<p>新生児訪問事業、乳幼児健康診査事業、母子健康手帳交付事業</p>
<p>新・放課後子ども総合プランにおける事業</p>	<p>放課後児童クラブ（学童クラブ）、放課後子供教室</p>
<p>社会福祉法に基づく施設</p>	<p>第14条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。</p> <p>≪例≫福祉事務所</p>

5 その他

- ・消防団員
- ・柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の国家資格を持ち、その資格を用いて従事するもの
- ・保健師などの国家資格を持ち、医療に従事するもの

(別紙3)

災害時等における新型コロナワクチン集団接種の対応方針

風水害又は地震が発生した場合、又はそのおそれのある時、市民及び新型コロナワクチン集団接種に係るものの安全等を確保するため、災害時等における新型コロナウイルスワクチン集団接種の対応方針を下記のとおり定めることとする。

1 中止の決定

(1) 事前に中止を決定する場合（閉鎖に1日以上余裕がある場合）

①台風時≪全会場中止≫

台風の接近により、当市に被害が予想される場合、災害対策本部（緊急の場合は危機管理対策本部）において、本部長（市長）は事前に中止を決定する。

②その他≪全会場または一部会場中止≫

会場ごとで、中止が止むを得ない場合、市長が事前に中止を決定する。

(2) 緊急に中止を決定する場合（緊急に閉鎖を迫られている場合）

①地震時≪全会場中止≫

市域において震度5強以上の地震が発生した時、または東海地震警戒宣言が発せられた時は、会場責任者は市民・関係者の安全を確認した後、接種会場を閉鎖（中止）する。

②警報・特別警報の発令時≪全会場中止≫

大雨・暴風・洪水・大雪等各種、警報・特別警報が発令され、かつ大規模な災害が発生している場合、もしくは発生が予測される場合、健康福祉部長は中止を決定し、会場責任者は接種会場を閉鎖（中止）する。ただし、受付を終了している方の内、接種を希望する方には実施する。

③その他≪一部会場中止≫

会場ごとで、緊急に中止が止むを得ない場合、会場責任者が中止を決定する。

2 中止した場合の予約者への連絡方法

- ・市HPへの掲載
- ・LINE、ツイッター、防災メール等によるメッセージの送信
- ・予約システムTOPページへの掲載
- ・防災行政無線による放送
- ・市政記者クラブへの報道提供（テロップ依頼等）
- ・会場へ中止の張り紙の掲出
- ・（予約時に電話番号を登録した方）自動電話システムによる電話連絡、SMSの送信
- ・（予約時にメールアドレスを登録した方）電子メールの送信

3 中止した場合の予約の振替

(1) 1回目接種の方

- ・ 2回目を予約済の方は、2回目を1回目に振り替えて、その日より3週が経過した日以後の水曜日に、新たに2回目予約を設定する。
- ・ 2回目を予約していない方は、翌週以後の水曜日に振り替える。

(2) 2回目接種の方

- ・ 翌週以後の水曜日に振り替える。
- ・ 上記の振替により接種間隔が6週を超えてしまう方は、個別に調整する。

(3) 追加接種の方

- ・ 翌週以後の水曜日に振り替える。

(4) 予約の日程変更の連絡については、文書にて郵送するほか、市ホームページに掲載する。

4 避難所として指定されている施設での対応

(1) ワクチン接種会場が、避難所として指定されている場合は、ワクチン接種スペースとは別のスペースを避難スペースとする。

(2) 災害発生時において、予め確保した避難スペースの収容人数を超える避難者が生じた場合は、ワクチン接種を中止し、避難スペースを確保する。

(別紙4)

第3章4(1)の「医療従事者等」とは、以下のものをいう。

新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）

引用：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（6版）」（厚生労働省）第2章の2の（2）のア（表1）

(別紙5)

第3章4(1)の「高齢者施設等の入所者等」とは、以下に掲げるもののうち、いずれかに該当するものをいう。

(1) 以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものの入所者及び従事者

<ul style="list-style-type: none">○介護保険施設<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人保健施設・介護医療院○居住系介護サービス<ul style="list-style-type: none">・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護○老人福祉法による施設<ul style="list-style-type: none">・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム○高齢者住まい法による住宅<ul style="list-style-type: none">・サービス付き高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none">○生活保護法による保護施設<ul style="list-style-type: none">・救護施設・更生施設・宿所提供施設○障害者総合支援法による障害者支援施設等<ul style="list-style-type: none">・障害者支援施設・共同生活援助事業所・重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）・福祉ホーム○その他の社会福祉法等による施設<ul style="list-style-type: none">・社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）・生活困窮者・ホームレス自立支援センター・生活困窮者一時宿泊施設・原子爆弾被爆者養護ホーム・生活支援ハウス・矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）・更生保護施設
--	---

(2) 以下の事業所等のうち、通所によるサービスを提供する事業所の利用者及び従事者

(居宅サービス等(介護))

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。

(訪問系サービス等(障害福祉))

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援(訪問系サービス等を提供するもの)、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練・生

活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(注) 地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。

(3) 病院又は有床診療所の入院患者

引用:「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(6版)」(厚生労働省)第2章の2の(2)のウ(表3)、エ